

条例の内容は？



第9条 【手話を学ぶ機会の確保等】

県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

【ポイント】県による手話の学習機会への取組を規定。

- 県民対象の機会確保。
- 県職員対象の取組推進。

第10条 【手話を用いた情報発信等】

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

【ポイント】県によるろう者への情報提供の取組等を規定。

- 県政に関する情報発信。
- 手話通訳者の派遣やろう者等の相談を行う拠点支援。

第11条 【手話通訳者等の派遣体制の整備】

県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

【ポイント】県による手話通訳者の派遣体制等の整備について規定。

- 手話通訳者の養成・研修。
- 手話通訳者派遣等の意思疎通支援体制の整備・拡充。

第12条 【学校における手話の普及】

聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

【ポイント】学校設置者による取組を規定。

- 乳幼児期からの手話の教育環境の整備及び保護者を含めた学習機会の提供や相談・支援。
- 教員の専門性の向上のための研修や教員の確保等。

第13条 【事業者への支援】

県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努めるものとする。

【ポイント】県による事業者が行う取組への支援を規定。

- サービス提供や労働環境整備への支援。

第14条 【ろう者等による普及等】

ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

【ポイント】ろう者やろう者団体による普及啓発活動への自主的な取組について規定。

第15条 【手話に関する調査研究】

県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

【ポイント】ろう者や手話に関わる者が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及への県の協力を規定。

第16条 【財政上の措置】

県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【ポイント】県による財政上の措置への取組を規定。

群馬県手話施策推進協議会

群馬県手話言語条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画を定めるに当たり、有識者及び関係団体の意見を十分反映するための協議の場として設置されました。

協議会の委員は、聴覚障害者団体の代表者、手話通訳者・手話サークル・教育等の関係者、学識経験者、市町村意思疎通支援担当の代表者、関係機関の職員等から選出されています。